

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	1	府 省 庁 名	外務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（複数税目）		
要望 項目名	日仏部隊間協力円滑化協定（R A A）（仮称）に基づくフランス軍に対する課税免除措置の創設		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 日仏R A Aは、共同運用及び演習を円滑化すべく、自衛隊及びフランス軍の相互訪問に関し、一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続や同部隊の地位を定める内容とすることを予定するもの。 ・ 特例措置の内容 現在交渉中の日仏R A Aにおいて、協定に基づきフランス軍を受け入れる際、訪問部隊による公用品の輸入等に係る関税及び内国消費税等の免除や、訪問部隊が日本国内で公用に供する資材等及び役務の取得又は利用するに関し、接受国の部隊と同等の条件を適用する旨の規定が盛り込まれる見込みである。同協定については、令和6年度中に署名に至る可能性もあることから、それらの規定を実施するための課税免除措置の創設を要望。		
関係条文	—		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 日仏R A Aにより、自衛隊及びフランス軍の部隊による演習及び共同訓練の円滑な実施が可能となり、日仏間の安全保障協力が飛躍的に向上し、我が国の安全・安心の向上に資する。 （２）施策の必要性 日仏R A Aにおいては、訪問部隊の公用品輸入等に係る免税や、公用品の取得・利用に関し接受国の部隊と同等の条件を適用する形での免税を検討しており、必要な課税免除措置を講ずることとしたい。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	日仏ＲＡＡに基づき、自衛隊とフランス軍の間の共同運用及び演習を円滑にし、インド太平洋地域の平和と安定に対する日仏両国のコミットメントを確固たるものとする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	日仏ＲＡＡにおいては、訪問部隊の公用品輸入等に係る免税や、公用品の取得・理由に関し接受国の部隊と同等の条件を適用するかたちでの免税を検討しており、必要な課税免税措置を講ずることは妥当。日豪ＲＡＡにおいても、今回と同様の税制改正要望を提出し、免税措置が講じられた。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		今般初めて要望するもの。